



# 鳥取県公報

平成 30 年 2 月 13 日 (火)  
第 8 9 7 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (75) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (76) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (77) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (78) (〃) . . . . . 3
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (79) (子育て応援課) . . . . . 3
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (80) (会計指導課) . . . . . 3
	貸付金の元利償還金の収納事務の委託 (81) (教育委員会事務局人権教育課) . . . . . 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (3) . . . . . 4
◇ 公 告	平成30年度鳥取県警察官採用試験(警察官 A) の実施(人事委員会事務局任用課) . . . . 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施(警察本部会計課) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
あかつき薬局	鳥取市湖山町南三丁目301-2	平成30年1月11日

## 鳥取県告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
あかつき薬局	鳥取市湖山町南三丁目301-2	平成30年1月10日

## 鳥取県告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
医療法人社団 もりもと	東伯郡琴浦町 大字逢東1210	訪問看護ステーション 鈴ヶ野	東伯郡琴浦町大字 逢東1206-1	訪問看護	平成20年3 月31日
有限会社さくら	鳥取市立川町 五丁目41	さくら薬局卯垣店	鳥取市卯垣四丁目 101-1	居宅療養管理指 導	平成29年11 月30日
有限会社倉吉 ドラッグ	倉吉市西倉吉 町12-5	西倉薬局	倉吉市西倉吉町12 -5	〃	平成29年12 月4日
有限会社くる	米子市道笑町	有限会社くるみ調剤	米子市道笑町四丁	〃	平成29年12

み調剤薬局	四丁目122-10	薬局	目122-10		月31日
日本土地株式会社	鳥取市吉方温泉一丁目455	デイサービスセンター吉方温泉友和苑	鳥取市吉方温泉二丁目502	通所介護	平成29年11月30日

## 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
有限会社さくら	鳥取市立川町五丁目41	さくら薬局卯垣店	鳥取市卯垣四丁目101-1	介護予防居宅療養管理指導	平成29年11月30日
有限会社倉吉ドラッグ	倉吉市西倉吉町12-5	西倉薬局	倉吉市西倉吉町12-5	〃	平成29年12月4日
日本土地株式会社	鳥取市吉方温泉一丁目455	デイサービスセンター吉方温泉友和苑	鳥取市吉方温泉二丁目502	介護予防通所介護	平成29年11月30日

## 鳥取県告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	休止年月日
社会福祉法人賛幸会	鳥取市服部204-1	訪問看護ステーションのではまゆう	鳥取市野寺67	訪問看護	平成29年9月30日

## 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	休止年月日
社会福祉法人賛幸会	鳥取市服部204-1	訪問看護ステーションのではまゆう	鳥取市野寺67	介護予防訪問看護	平成29年9月30日

## 鳥取県告示第79号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年2月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県子育て支援員研修に係る委託業務公募型プロポーザル審査会	平成30年度に実施する子育て支援員研修業務の受託者の選定に関する事項	平成30年2月13日から同年3月16日まで	子育て王国推進局子育て応援課

## 鳥取県告示第80号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人

から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成30年2月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
85	山陰合同銀行根雨支店	所在地	日野郡日野町根雨466	日野郡日野町根雨170-1	平成30年2月13日

### 鳥取県告示第81号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年2月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 委託の相手

ニッテレ債権回収株式会社

#### 2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県進学奨励資金（奨学生決定番号3620141、4010085、4010109、4010122、4010134、4010172、4020022、4020069、4020126、4030170、4030197、4040226、4040229、4050110、4050171、4050175、4060251、4070077、4070112、4080095、4080166、4080193、4090116、4090184、4100179、4100191、4100244、4110055、4110067、4110155、4120091、4130094、4130167、4130183）及び鳥取県育英奨学資金（奨学生決定番号417048、4141146、4151116、4161208、4221634）

#### 3 委託期間

平成30年1月26日から平成32年2月29日まで

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第3号

平成30年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成30年2月13日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

#### 1 日時 平成30年2月19日（月） 午後2時

#### 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

#### 3 議題

- (1) 平成30年度明るい選挙推進運動要領及び事業計画について
- (2) その他

## 公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成31年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成30年2月13日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

#### 1 試験の名称

平成30年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（1回目））

#### 2 試験区分及び採用予定者数

試験区分	採用予定者数

警察官（男性）		11名程度
警察官（女性）		3名程度
警察官（男性） 〈武道〉	柔道	1名程度
	剣道	1名程度
警察官〈サイバー犯罪捜査官〉		1名程度

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者が不在の場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表2級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額219,800円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

（1）昭和60年4月2日以降（警察官〈サイバー犯罪捜査官〉は昭和55年4月2日以降）に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成31年3月31日までに卒業する見込みのもの又は鳥取県人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認めるもの

（2）警察官（男性）〈武道〉を志望する者にあつては、次のいずれかに該当する者

ア 柔道については、公益財団法人講道館が認定する柔道の段位3段以上を有する者

イ 剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟が認定する剣道の段位3段以上を有する者

（3）警察官〈サイバー犯罪捜査官〉を志望する者にあつては、情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第9条第1項に規定する情報処理安全確保支援士試験に合格している者又は同法第29条第1項に規定する情報処理技術者試験（基本情報技術者試験、ITパスポート試験、初級システムアドミニストレータ試験及び第二種情報処理技術者試験を除く。）に合格している者

6 第1次試験

（1）試験種目

教養試験（多肢選択式）、適性検査及び資格加点（英語、中国語、韓国語、柔道、剣道、財務又は情報処理において一定の資格等を有する者に加点。警察官（男性）又は警察官（女性）の受験者に限る。）

（2）試験期日

平成30年5月13日（日）

（3）試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取県西部総合事務所 米子市糺町一丁目160

7 第2次試験

（1）試験種目

人物試験（個別面接）、論文試験、適性検査、身体検査、体力検査、実技（警察官（男性）〈武道〉の受験者に限る。）及び専門試験（警察官〈サイバー犯罪捜査官〉の受験者に限る。）

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検査項目	基 準
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 職務執行に支障がないこと。
色 覚	
聴 力	
一般内科系検査	
四肢の運動機能	

## (2) 試験期日

平成30年7月2日(月)から同月4日(水)まで(予定)

## (3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

鳥取県警察本部庁舎 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎 鳥取市東町一丁目271

## 8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

## (1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験(多肢選択式)と資格加点の得点を合計した得点(警察官(男性)〈武道〉及び警察官〈サイバー犯罪捜査官〉にあつては、教養試験(多肢選択式)の得点)の高い順に決定する。

なお、教養試験(多肢選択式)には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

## (2) 採用候補者

第1次試験の教養試験(多肢選択式)及び資格加点の得点(警察官(男性)〈武道〉及び警察官〈サイバー犯罪捜査官〉にあつては、教養試験(多肢選択式)の得点)にかかわらず、第1次試験において実施する適性検査の結果と第2次試験の結果により決定する。

## 9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

## (1) 第1次試験合格者

平成30年5月24日(木)(予定)にインターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

## (2) 採用候補者

平成30年7月31日(火)(予定)にインターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県警察本部庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

## 10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定(採用候補者の発表)の日から原則として2年間とする。

なお、採用は、原則として平成31年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によっては平成30年10月1日に採用することもある。ただし、成績下位の者については、欠員等の状況により、平成31年4月2日以降の採用となる場合がある。

## 11 受験手続

## (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎1階、八頭庁舎別館1階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)のとっとり電子申請サービス(<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>)を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)

により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成30年4月6日(金)午前9時から同月23日(月)午後5時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成30年4月6日(金)から同月23日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成30年4月23日(月)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.lg.jp)に行くこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課(〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話(代表)0857-23-0110)に行くこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年2月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 契約金額

入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額(以下「入札価格」という。)に100分の108を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を平成30年2月20日(火)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 平成30年2月13日(火)から同年3月26日(月)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続の開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 平成30年2月13日(火)から同年3月26日(月)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付発出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 電気工事業又は電気通信工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けている者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

### 4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先  
〒680-8520 鳥取市東町一丁目271  
鳥取県警察本部警務部会計課管財係  
電話 0857-23-0110(代)  
電子メール k\_kaikeikanzaikakari@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課  
電話 0857-26-7431
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)の場所で、平成30年2月13日(火)から同年3月5日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時までの間に交付する。
- (4) 入札説明会の有無  
無
- (5) 郵便等による入札  
可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。
- (6) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成30年3月26日(月)午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月23日(金)午後5時までとする。  
イ 場所  
鳥取県警察本部庁舎2階入札室

## 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成30年3月5日(月)午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札をしたものを落札者とする場合があるため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成30年2月定例会において本件調達に係る予算(以下単に「予算」という。)が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行いが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。

## 8 Summary

- (1) Name and quantity of the services to be required: Maintenance and upkeep of Tottori Prefectural

Police Headquarters Traffic Control System, 1 Set

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation: 3:00 PM, 5 March, 2018

(3) Time-limit for submission of tenders: 1:30 PM, 26 March, 2018 (Time-limit for submission of tenders by registered mail: 5:00 PM, 23 March, 2018)

(4) Contact Point for the notice: Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters

1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan, TEL 0857-23-0110